

【令和8年度 空飛ぶクルマ事業化準備事業】公募要領

1 事業の趣旨・目的

空飛ぶクルマは、新たな産業の創出や社会課題の解決等、多方面での活用が期待されている。豊岡市内においては、城崎地域で2023年度から城崎のまちづくり構想を踏まえた「空飛ぶクルマ」の活用に関して、地域・事業者・自治体が勉強会やワークショップなどの取組みを行ってきた。

この取組みを強化し、豊岡市全体へ展開するために、事業者・各団体の参画を得て「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」を設立した。このような空飛ぶクルマの社会実装に向けた機運をさらに加速させ、民間事業者が本市内での空飛ぶクルマの事業化に係る準備等の支援を行うために、「空飛ぶクルマ事業化準備事業補助金（以下「本補助金」という。）」を新設し交付するものである。

2 申請対象者

(1) 補助事業の申請者

補助事業の実施主体（申請できる方）は、将来、本市において空飛ぶクルマを活用した事業展開を計画している法人であること。

加えて、令和8年度「兵庫県空飛ぶクルマ事業化準備事業」の採択を受けている事業者であること。

ア 代表事業者・・・(必須)

本補助金において中核的に事業を実施する事業者。本補助金の申請のほか、市との総合的な連絡窓口を担うとともに、補助事業の遂行、経費管理、実績報告等は代表事業者が行うこと。

イ 共同事業者・・・(任意)

代表事業者と共に補助事業を実施する事業者であり、補助事業に対する一部経費を負担する事業者のことをいう。

ウ 協力事業者・・・(任意)

代表事業者及び共同事業者が実施する補助事業として、技術支援等の協力を実施する事業者であり、補助事業に対する経費負担をしない事業者のことをいう。

(2) 申請資格・要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、申請することができない。補助事業を共同で行う場合は、申請者である「代表事業者」だけでなく、「共同事業者」のうちの1者でも該当する場合は、申請することができない。

また、補助事業として採択されたのちに「代表事業者」又は「共同事業者」が次に該当することとなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外する。

- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- キ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ク その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

3 補助対象事業

補助対象事業は、上記1の「事業の趣旨・目的」に沿って豊岡市域で実施する次の(1)～(3)の事業とする。

(1) 商用運航の実現に資する事業

市内において商用運航を実現するため、国土交通省等に航空法等に基づく申請に際し、必要と考えられる事業者の取組み等を支援する。

【事業(例)】

- ・ 市内の離着陸場における商用運航にあたり、航空法等の申請で必要となる空飛ぶクルマ実機、ヘリコプター、ドローン等を用いた飛行
- ・ 市内の離着陸場における商用運航を想定した運航規程等の航空法上に定められる各種規程等を整備する事業
- ・ 市内の離着陸場における商用運航に際し必要となる運用上のマニュアル等を整備する事業
- ・ 空飛ぶクルマ関連技術者等の養成機関を整備する事業 等

なお、本補助金においては、いわゆる空飛ぶクルマによるデモフライトは補助対象事業にならないので、留意すること。

補助事業者は、航空法その他関係法令(将来制定又は改正されるものを含む。)を遵守し、補助事業の実施に必要な許認可の取得又は取得見込みを有すること。

また、これによりがたい時は、国の指針ガイドラインに準拠した取組を行うこと

(2) 離着陸場整備事業

市内における商用運航に必要な離着陸場の整備に係る事業者の取組みを支援する。

整備にあたっては、航空法その他関係法令（将来制定又は改正されるものを含む。）を遵守し、補助事業の実施に必要な許認可の取得又は取得見込みを有すること。

また、これによりがたい時は、国土交通省が示す「バーティポート整備指針」など国の指針ガイドラインに準拠した取組を行うこと。

【事業（例）】

- ・ 市内離着陸場整備に係る基本設計等
- ・ 市内離着陸場に係る設備・建設工事等
- ・ 空飛ぶクルマの整備・駐機・運航支援の拠点を整備する事業
- ・ 空飛ぶクルマ関連技術者等の養成機関を整備する事業 等

(3) 留意点

ア 補助事業の実施目的について

本補助金は、2025年大阪・関西万博を経て高まった機運を逸することなく、市内の空飛ぶクルマの早期実装を目指し、事業化準備等を支援することを目的としている。このことから、補助事業の実施目的が、市内での空飛ぶクルマの商用開始に向けた取組であることが必要である。

イ 他の補助金との関係

同一事業で、国又は地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、本補助金を申請することはできない。

ただし、今回申請する事業に対して他の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合で、その補助金、助成金等の対象経費と本補助金の対象経費を明確に区分でき、かつ同一事業の中において、事業内容の一部を明確に切り分けて、本補助金での取組と他の補助金での取組を明確に区分できる場合にのみ申請を認める。

また、今回申請する本補助金以外に、同一事業で他の補助金、助成金等を申請中又は申請予定の場合は、別紙1の1～1の2の事業計画書にその旨と対象経費等を記載すること。

ウ 外部委託の制限

補助事業は、申請者が主体となって実施する必要がある。そのため、補助事業の内容の全てを外部に委託した場合は補助対象とならないので、注意すること。

4 補助事業期間と補助金額等

(1) 商用運航の実現に資する事業

補助上限	2,500 千円
補助率	1 / 2 以内
補助事業期間	交付決定日から令和9年3月1日（月曜日）まで

(2) 離着陸場整備事業

補助上限	2,500 千円
補助率	1 / 2 以内
補助事業期間	交付決定日から令和9年3月1日（月曜日）まで

5 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となる。

① 商用運航の実現に資する事業

対象経費の区分		内容
設備備品費	機器レンタル・リース料	本事業の遂行に必要な機器のレンタル・リースに要した経費
	設置工事費	本事業の遂行に必要な機器をレンタル・リースした際の設置工事費
人件費	人件費	本事業に直接従事する者の人件費
	旅費	本事業に直接従事する者の旅費、滞在費及び交通費
委託料	委託料	共同事業者への委託料
その他の経費	謝礼費	本事業の遂行に必要な外部専門家等に支払われる経費
	会場使用料	本事業の遂行に必要な会議やイベント開催のための会場使用料
	外注費	本事業の遂行に必要な機械装置備品の加工やシステム構築等の外注に係る経費
	安全対策費	本事業の遂行に必要な安全対策に係る経費
	調査・分析費	本事業の遂行に必要な調査・分析に係る経費

	保険料	本事業の遂行に必要な機器のレンタル・リースに係る保険
	印刷製本費	本事業に係る資料や製本等の作成に要した経費
	運搬費	本事業の遂行に必要な機器や資料等の運搬に係る経費
	通信費	本事業の遂行に必要な通信に要する経費
	消耗品費	本事業の遂行に必要な原材料、部品等の購入に要する経費
	その他必要と認められるもの	本事業の遂行にその他必要と認められる経費

② 離着陸場整備事業

対象経費の区分		内容
建設工事費	建設工事費	市内離着陸場整備に係る基本施設、附属施設等の整備に要する経費
設備備品費	機械装置備品費	本事業の遂行に必要な機械装置（付随する備品を含む）及びソフトウェアの購入・製作に要した経費
	機器レンタル・リース料	本事業の遂行に必要な機器のレンタル・リースに要した経費
人件費	旅費	本事業に直接従事する者の旅費、滞在費及び交通費
委託料	委託料	共同事業者への委託料
その他の経費	謝礼費	本事業の遂行に必要な外部専門家等に支払われる経費
	会場使用料	本事業の遂行に必要な会議やイベント開催のための会場使用料
	外注費	本事業の遂行に必要な機械装置備品の加工やシステム構築等の外注に係る経費
	安全対策費	本事業の遂行に必要な安全対策に係る経費
	調査・分析費	本事業の遂行に必要な調査・分析に係る経費
	保険料	本事業の遂行に必要な機器のレンタル・リースに係る保険

	印刷製本費	本事業に係る資料や製本等の作成に要した経費
	運搬費	本事業の遂行に必要な機器や資料等の運搬に係る経費
	通信費	本事業の遂行に必要な通信に要する経費
	消耗品費	本事業の遂行に必要な原材料、部品等の購入に要する経費
	その他必要と認められるもの	本事業の遂行にその他必要と認められる経費

(2) 補助対象外経費

以下のものは補助の対象外となる。

- ア 交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの
- イ 補助事業完了日（令和9年3月1日まで）後に支払いを行ったもの
- ウ 不動産購入費（区分所有権の取得を含む）
- エ 提案、企画・立案に関するコンサルティング費
- オ 借入れ、割賦販売等に伴う支払利息及び損害遅延金
- カ 公租公課
- キ 収入証紙等
- ク 振込等手数料
- ケ 飲食・接待費
- コ 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- サ パソコンなど汎用性のある量産用機械の購入費用
- シ 販売促進費用
- ス 実績報告書の作成、経理処理、従事日誌の作成等の間接業務に係る労務費及びそのために発生した経費
- セ 市等による検査、評価等への対応に係る費用
- ソ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) 消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

6 申請方法

次の提出書類を、令和8年5月14日（木曜日）午後5時必着で、豊岡市市長公室経営企画課あてに郵送（各提出書類を申請案件ごとに5部を書類で提出し、データも提出すること）。

(1) 提出書類

① 商用運航の実現に資する事業

<必須提出書類>

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（商用運航の実現に資する事業（様式別紙1の1））
- ウ 豊岡市における空飛ぶクルマ事業化ロードマップ（様式別紙1の5）
- エ 補助申請内容に関する法令等の根拠資料（様式任意）
- オ 登記事項証明書又は現在事項全部証明書（添付書類）
- カ 直近の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）（添付書類）
- キ 県税の納税証明書（添付書類）
- ク 国税の納税証明書（添付書類）

<任意提出書類>

- ア 補助申請内容に関する関係者事業者間等で締結された協定や覚書の写し
- イ 事業や法人の紹介パンフレット等

② 離着陸場整備事業

<必須提出書類>

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（離着陸場整備事業（様式別紙1の2））
- ウ 豊岡市における空飛ぶクルマ事業化ロードマップ（様式別紙1の3）
- エ 補助申請内容に関する法令等の根拠資料（様式任意）
- オ 登記事項証明書又は現在事項全部証明書（添付書類）
- カ 直近の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）（添付書類）
- キ 県税の納税証明書（添付書類）
- ク 国税の納税証明書（添付書類）

<任意提出書類>

- ア 補助申請内容に関する関係者事業者間等で締結された協定や覚書の写し
- イ 事業や法人の紹介パンフレット等

(2) 留意点

ア 書類による提出部数は各5部である。提出いただいた書類は、本審査以外には使用せず、審査結果に関わらず返却できない。また、各書類についてデータも資料提出先のメールアドレスに送付すること。

イ 同一事業者が複数案件の申請を行うことも可能である（ただし、対象経費について、二重に計上することが無いよう注意のこと）。

複数案件申請する場合は、添付書類を除き、案件ごとに作成のうえ各1部提出すること。

「商用運航の実現に資する事業」においては、本市を含む商用運航ルートのうち、原則1つのみを申請の対象とする。

「離着陸場整備事業」においては、補助事業で取り組む市内に整備しようとする離着陸場ごとに分けて申請すること。

ウ 提出書類は、日本語で作成すること。ただし、申請者の住所及び名称、代表者の氏名、固有名詞等については、外国語を用いて記載することができる。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する場合がある。

エ 外国企業が単独で申請する場合、申請者をサポートする日本企業（代理店やパートナー企業）の情報を、事業計画書（様式別紙1の1、1の2）に記載すること。

オ 共同事業者の資料は、代表事業者が取り纏めの上、提出すること。

（3）資料郵送及び提出先

豊岡市市長公室経営企画課

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

電話：0796-21-9022 メール：keieikikaku@city.toyooka.lg.jp

※公募要領及び申請書等の様式については、本市ホームページ

(URL：<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/chihosei/1006996/1034474/1037632.html>)

からダウンロードできる（郵送による配付は行わない）。

（4）質疑

ア 質疑応答

質問は、質問フォームにて受け付け、後日、本市ホームページにて質問内容及び回答を公開する。報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はしない。

なお、報道機関への対応等の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に本市ホームページにて質問内容及び回答を公開する。

イ 質問受付期間

令和8年4月7日(火曜日) 9時から令和8年4月17日(金曜日)17時まで

ウ 質問方法

下記の質問フォーム(以下URL)への入力をお願いします。

<https://forms.cloud.microsoft/r/v9tD5hpU8S>

エ 回答方法

質問への回答は質問受付期間終了後に一括して本市ホームページに掲示し、個別には回答しない。ただし、競争領域にあたる内容の場合は、申請者の申し出に応じ、個別に回答する。

7 審査方法

(1) 審査方法

審査会を令和8年5月頃(予定)に開催し、申請企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただく。審査会では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択する。

<審査のポイント>

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりである。

ア 商用運航の実現に資する事業

区分	項目	審査項目	配点
ア	事業の計画性	① 商用運航までの全体計画が明確か ② 全体計画を踏まえて、令和8年度に本補助金で取り組む内容が明確か ③ 本市での商用運航の実現可能性が合理的に説明されているか（機体メーカーと型式認証取得時期など商用運航の実装時期に影響する観点が明記されているか）	30点
イ	事業の必要性・妥当性	① 商用運航の実現に対し本事業での取組が必要なものか（国土交通省等に航空法等に基づく申請に必要であると考えられるかが具体的に説明されているかどうか） ② 商用運航の実現への課題が適切に分析され、効果的に解決するアプローチとなっているか ③ 商用運航の実現により関連産業の広がりなど市経済に裨益する内容か	30点
ウ	市内事業者等の参画	① 商用運航の実現に際し、関係者等地元事業者にも開かれた事業内容になっているか ② 商用運航先（運航事業者やポート事業者）との調整が適切に行われているか	10点
エ	コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会への参画	「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」の正会員として参画しているか	10点
オ	実施体制・連携	事業の進捗把握と管理ができる適切なマネジメント体制がとられる見込か	20点
合計			100点

イ 離着陸場整備事業

区分	項目	審査項目	配点
ア	事業の計画性	① 離着陸場整備までの全体計画が明確か ② 全体計画を踏まえて、令和8年度に本補助金で取り組む内容が明確か ③ 本市での離着陸場整備の実現可能性が合理的に説明されているか（想定される商用運航の実装時期から逆算して適切な整備であることが明記されているか）	30点
イ	事業の必要性・妥当性	① 離着陸場整備に対し本事業での取組が、法令上必要なものであり、費用対効果の観点から適切なものになっているか ② 離着陸場整備への課題が適切に分析され、効果的に解決するアプローチとなっているか ③ 離着陸場整備により関連産業の広がりなど市経済に裨益する内容か	30点
ウ	市内事業者等の参画	① 商用運航の実現に際し、関係者等地元事業者にも開かれた事業内容になっているか ② 商用運航先（運航事業者やポート事業者）との調整が適切に行われているか	10点
エ	コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会への参画	「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」の正会員として参画しているか	10点
オ	実施体制・連携	事業の進捗把握と管理ができる適切なマネジメント体制がとられる見込か	20点
合計			100点

(2) 審査結果

審査の結果は、令和8年5月末（予定）に書面で通知する。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられない。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業は、企業名、計画名称・概要等を本市ホームページで公表する。

8 採択後の手続き

(1) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要がある。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除くが、軽微な変更にあたるか否かは、豊岡市が判断するので、必ず事前に相談のこと）。

(2) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められない。

(3) 実績報告

補助事業の実施結果について報告するため、補助事業の完了した日の翌日から起算して15日を経過した日までに、補助事業実績報告書等（採択後、別途案内する）及び経費支出根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出すること。

(4) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する豊岡市の会計年度の終了後10年間保存すること。この期間中、市等の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

本事業の実施期間中又は終了後、会計検査院等による実地検査が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければならない。また、検査等の結果、仮に補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければならない。

(5) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の取得価格又は増加価格が1件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要である。ただし、10年を超える期間の財産は10年とする。

この期間中、市長の事前承認を得ることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできない。

また、上記取得財産に関して、財産管理台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(6) 経過報告

事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る過去1年間の事業状況について報告いただく場合がある。

(7) 結果等のフィードバック

空飛ぶクルマの市内社会実装の実現を加速させるため、補助事業から得たデータや結果等は、営業秘密に該当する事項を除き、豊岡市や「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」においてフィードバックをお願いする場合があります。